

# 「第18回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務」

## プロポーザル実施要領

### 1 目的

全国離島交流中学生野球大会は、地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島の中学生が一堂に会し、野球を通じて「島」と「島」の交流を図ることにより、新たな人間形成や健全な少年・少女の育成を促進することで、将来を通じた離島地域の振興に寄与することを目的としている。

令和9年度に三重県鳥羽市で開催する「第18回全国離島交流中学生野球大会」において、大会参加チーム等の宿泊や輸送等に対し利便性を考慮し、安全かつ円滑に業務を遂行するため、参加チーム等の旅行チケット等手配業務及び輸送業務等に豊富な情報や技術、専門知識等を有する者を選定することを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名称

第18回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務

#### (2) 業務場所及び内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

第18回全国離島交流中学生野球大会実行委員会との契約締結の日から令和9年9月30日まで

#### (4) 委託業務費用見込額 100,000,000円（税込）

選定業者との正式契約は、企画提案された内容及び金額と、選定後の内容・経費等を含む契約交渉を行い締結する。

#### (5) 契約条件

本プロポーザルは契約候補者の選定を行うものであり、契約は第18回全国離島交流中学生野球大会実行委員会予算の成立を条件とする。

### 3 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

### 4 スケジュール（予定）

| 内 容                           | 時 期           |
|-------------------------------|---------------|
| 実施要領等の公表及び質問受付開始              | 令和8年 9月25日（金） |
| 参加表明書（様式1）の提出                 | 令和8年10月 9日（金） |
| 実施要領等に関する質問書（様式2）の提出期限        | 令和8年10月 9日（金） |
| 実施要領等に関する質問への回答期限             | 令和8年10月16日（金） |
| 企画提案書等の提出期限                   | 令和8年11月 4日（水） |
| 企画提案書等の選定委員会<br>（プレゼンテーション方式） | 令和8年11月上旬     |
| 審査結果の通知                       | 令和8年11月上旬     |
| 委託契約の締結                       | 令和9年4月以降      |

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の条件をすべて満たしていること。

- ① 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める「第1種旅行者」又は「第2種旅行者」の登録を受けた者であること。
- ② 過去10年間に開催された大規模な事業又はイベント等（200名以上）の宿泊・輸送等業務の受託実績を有する者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に定める更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に定める再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑤ 鳥羽市内での業務遂行のために行う打ち合わせ等に参加できる者であること。

## 6 参加表明書及び質問の受付・回答

本プロポーザルに参加を希望する者は、別紙「参加表明書（様式1）」を提出すること。

また、本実施要領及び仕様書並びに企画提案書作成に関する質問を次のとおり受け、全ての参加者にメールで回答する。

ただし、ノウハウに関わる部分等を周知されることにより、参加者の権利、競争上の地位、その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

### （1）提出様式

別紙「参加表明書（様式1）」、「質問書（様式2）」のとおり

### （2）提出方法

電子メールにより提出すること。

### （3）提出期限

令和8年10月9日（金） 午後5時

### （4）提出先

第18回全国離島交流中学生野球大会実行委員会事務局（鳥羽市地域創生課内）

メールアドレス：[chiiki@city.toba.lg.jp](mailto:chiiki@city.toba.lg.jp)

メール件名：「送付者名\_第18回離島甲子園参加表明書（又は質問書）」

電話 0599-25-1227（直通）

### （5）留意事項

- ① 電話や来訪による口頭での質問及び質問書の提出期限後の質問は受け付けない。
- ② 提出後は受信確認を行うこと。
- ③ 質問は当該業務に係る内容や申込手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書等の審査に関する内容や他の事業者からの提案状況、企画又は積算に関する内容等は受け付けない。

### （6）事務局からの回答

- ① 回答方法 メールにより回答
- ② 回答日 令和8年10月16日（金）までに回答

### （7）参加表明の取下げ

質問への回答等に伴い参加表明を取り下げる場合は、別紙「参加表明取下げ書（様式3）」を提出すること。

参加表明取下げ書の提出期限：令和8年11月4日（水）

## 7 企画提案書の提出

参加表明者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 提案書鑑（任意様式とするが、例に記載する項目が明記されていること）
- ② 「5 参加資格」「①」の登録を受けている証明の写し等
- ③ 「5 参加資格」「②」の受託実績を示す書類（任意様式）
- ④ 別紙仕様書に基づき作成した次の書類を提出することとする。
  - ・企画提案書（任意様式）
  - ・企画提案に基づく宿泊・輸送等業務全体経費の概算見積書
  - ・その他提案に付随する資料（パンフレット等）

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| (例)                                    |   |
| 令和8年 月 日                               |   |
| 第18回全国離島交流中学生野球大会実行委員会<br>実行委員長 小竹 篤 様 |   |
| 企業名<br>代表者（取扱窓口営業所長名 可）<br>所在地 〒       | 印 |
| 連絡先<br>担当者氏名・所属・連絡先                    |   |
| 第18回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務企画提案書等    |   |

### (2) 様式及び提出部数

A4版サイズにより、10部（原本1部、副本9部）

### (3) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は簡易書留によるものとする。

### (4) 提出期限

令和8年11月4日（水）午後5時（必着）

### (5) 提出先

第18回全国離島交流中学生野球大会実行委員会事務局

（鳥羽市地域創生課内）

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1

(6) 留意事項

- ① 複数の企画提案書等を提出することはできない。
- ② 提出期限締め切り後の企画提案書等の書類の変更、差し替え又は再提出はできない。ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。
- ④ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲内で実行委員会が複製することがある。また、契約候補者に選定された提案者の企画提案書の著作権は実行委員会に帰属するものとし、提出書類については、実行委員会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案者を本プロポーザルの選考から除外する。

(7) その他

提案書は、本プロポーザルの審査のみに使用し、契約にあたっては、提案書に記載された提案の全てを採用するものではない。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者は、実行委員会においてプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時及び場所（詳細は、別途通知する。）

令和8年11月上旬 場所：鳥羽市役所内会議室（オンライン可）

(2) 提案者側の参加者

3名以内

(3) 実施内容（1参加者につき）

- ① プレゼンテーション（30分以内）
- ② 選定委員からの質疑応答（15分程度）

(4) 留意事項

プレゼンテーションは提出のあった企画提案書等によりその内容を口頭で補足する形式で行うこととする。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

9 契約候補者の選定方法及び結果の通知

(1) 契約候補者の選定

提出された参加表明書、企画提案書及び提案者からのプレゼンテーション等に基づき、実行委員会での審査により決定する。審査は、(2) 評価基準に基づき評価採点し、最も高い評価を得た者1者を本業務の契約候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、本プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

また、契約候補者が辞退又は特別な理由により契約締結が出来ない場合は、審査結果の次点者と詳細等協議のうえ契約を締結することができるものとする。

なお、その場合でも要領・仕様書に記載している条件等は同じとする。

(2) 企画提案書等の評価基準

次に掲げる項目について評価する。

| 評価区分   | 評価項目                                                                        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 業務実施計画 | ○設定<br>○輸送手配業務（離島～鳥羽間・鳥羽市及び周辺市町内）<br>○宿泊手配業務<br>○雨天、台風対応策<br>○事故・怪我等への対応、提案 |
| 業務実施体制 | ○業務体制<br>○業務経験                                                              |
| 見積経費   | ○宿泊・輸送等手配業務経費（妥当性・具体性）                                                      |
| その他    | ○全体評価                                                                       |
|        | ○独自・付加提案等                                                                   |

(3) 選定結果の通知について

- ① 選定結果については、契約候補者となるべき者が決定後速やかに提案者全員へ、「プロポーザル審査結果通知書（様式4）」により通知する。  
通知予定日 令和8年11月上旬
- ② 選定結果(契約候補者)については、鳥羽市ホームページにて公表する。
- ③ 提案者は選定内容及び選定結果への質問・異議申立てをすることができない。

10 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とすることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提案者が同一事項のプロポーザルに対して二以上の提案をした場合
- (3) 提案者が他人の提案を代理した場合
- (4) 本実施要領等の条件を満たさない場合
- (5) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (6) 審査の公平性に影響を与えるような行為又はその疑いのある行為をした場合

11 その他の留意事項

- (1) 本提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (3) 本プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- (4) 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出はできない。ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。
- (5) 委託業務費用については、実行委員会の予算に基づいて契約締結の協議を行うものであり、提出した見積金額により契約締結を行うものではない。
- (6) 今後の社会情勢やその他の不可抗力等により、契約締結日までに本事業を中止する場合、参加者に対して実行委員会は一切の責任を負わないものとする。